

八潮市産業経済振興基本計画

— 第2次 後期計画 —

令和3年3月

八 潮 市

はじめに

本市は、首都東京に隣接する立地上の優位性もあり、今日まで多くの人々や事業所が集まるまちとして発展し、特に製造業については県内有数の工業集積を有する都市として成長してきました。そのため、本市では産業の振興が経済の活力の「源」として、産業振興の気運を高めるために、平成17年（2005年）12月に「八潮市産業経済振興条例」を制定したところです。

この八潮市産業経済振興条例に基づき、市の産業振興に必要な施策を実現するため、施策展開の緊急性、必要性を踏まえ、平成18年（2006年）9月に産業の振興の基本となる「八潮市産業経済振興基本計画」第1次前期計画を、平成23年（2011年）11月には第1次後期計画を、平成28年（2016年）に第2次前期計画をそれぞれ策定しました。また、平成28年（2016年）3月に「第5次八潮市総合計画」を策定し、「共生・協働」「安全・安心」を基本理念に、「住みやすさナンバー1のまち 八潮」を目指し、まちづくりを進めております。

本計画の策定時における経済状況については、令和元年（2019年）10月に消費税が8%から10%に引き上げられたことや、米中貿易摩擦、イギリスのEU（欧州連合）離脱などといった国内外の経済リスクに加え、令和2年（2020年）4月には新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大防止の対応として行われた「緊急事態宣言」による経済活動の縮小等により、市内事業所の景況も不透明となっております。

一方で2030年までの期間で達成を目指すものとして制定されたSDGs（エスディーズ、「持続可能な開発目標」）においては、包括的かつ持続可能な経済成長や産業化の促進が定められており、本計画期間中もSDGs目標8「働きがいも経済成長も」の達成への活動が求められています。

また、「脱炭素社会の実現」に向け、産業構造や経済社会を変革し、次なる成長に繋げる取組が求められる中、特に産業界にとっては経営方針の転換や技術革新による新業態への移行などが必要な状況にあります。

こういった状況下において、これからの社会経済状況に対応するため、市内での検証や、商工団体や商工業者の意向把握などを経て、第2次前期計画の施策・事業の成果や課題などを踏まえた見直しや、第2次後期計画で新たに対応すべき施策・事業を位置付け、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5か年を計画期間とする第2次後期計画を策定いたしました。

市では、「住みやすさナンバー1のまち 八潮」の実現を目指して、事業者、市民の皆さまなどのご協力をいただきながら本計画の基本理念に基づき地域経済の活性化と産業振興に取り組んで参ります。

令和3年3月

八潮市長 大山 忍

目 次

第1章 第2次後期計画の策定にあたって

第1節 市内産業を取り巻く状況	1
1. 市内産業の現状と課題	1
(1) 工業	1
(2) 商業	3
(3) 農業	5
(4) 観光	6

第2章 第2次後期計画の基本的な考え方

第1節 第2次後期計画の概要

1. 策定の経緯	8
2. 計画の目的	9
3. 計画の期間	9

第2節 計画の基本理念

	10
--	----

第3節 関係者の役割

	10
--	----

1. 市の役割	10
2. 事業者等の自主的努力	10
3. 市民の理解	10

第3章 第2次後期計画の内容

第1節 第2次後期計画の性格とその構成

	11
--	----

第2節 計画の構成

	12
--	----

1. 施策の目標	12
2. 施策の体系	13

第4章 第2次後期計画の具体的施策

第1節 具体的施策の基本的な考え方	19
1. 国、県等との連携	19
2. 国、県等の施策情報の提供と事業者の課題に応じた施策の展開	19
3. 第2次前期計画を踏まえた施策展開の必要性	19
4. 状況変化に対応した施策展開の必要性	20
第2節 重点的に取り組むべき施策・事業の考え方	22
1. 工業関係	22
(1) 施策・事業選定のポイント	22
(2) 重点施策・事業（基本的な施策別分類）	23
2. 商業関係	25
(1) 施策・事業選定のポイント	25
(2) 重点施策・事業（基本的な施策別分類）	26
3. 農業関係	28
(1) 施策・事業選定のポイント	28
(2) 重点施策・事業（基本的な施策別分類）	28
4. 観光関係	30
(1) 施策・事業選定のポイント	30
(2) 重点施策・事業（基本的な施策別分類）	30
5. 産業振興関連事業関係	31
(1) 施策・事業選定のポイント	31
(2) 重点施策・事業（基本的な施策別分類）	31
第3節 施策・事業一覧	32
1. 一覧表の見方	32
2. 施策・事業一覧表	33
3. 施策・事業の推進に向けて	53
資料編	54

第1章 第2次後期計画の策定にあたって

第1節 市内産業を取り巻く状況

八潮市は、昭和35年（1960年）に「八潮村工場誘致条例」が施行されたことなどを契機に、主に製造業を中心とする中小規模の事業所の立地が進み、現在では、県内有数の工業集積を有する都市となりました。

このような事業所は、市内での雇用の促進や事業所間相互の取引による相乗効果の広がりにつながるため、八潮市経済の全体にわたって重要な役割を果たしています。

しかしながら、近年では、バブル経済崩壊後の社会経済情勢の変化に続き、平成20年（2008年）秋にはリーマンショックの影響を受け、さらには、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災の影響も受け、経営基盤に不安を抱える八潮市の中小企業は、長期にわたる構造的な不況により、大きく揺れ動いてきました。

その後も、仕入価格や賃金水準の上昇、消費者の購買行動の多様化や、後継者不足の深刻化が進み、市内産業は非常に厳しい状況に置かれています。さらに、令和2年（2020年）の新型コロナウイルス感染症の流行は、非接触型社会を加速させ、企業はAI技術の活用など新たな課題に直面しています。

このような状況下において活気あふれる八潮市を築くためには、「工業（製造業）」、「商業（卸売・小売業、飲食店、サービス業等）」、「農業」、「観光」その他各種の産業それぞれの事業者の積極的な取り組みと、それに対する行政及び関連団体の支援による産業の振興が強く求められています。

さらには世界的な取り組みであるSDGs（持続可能な開発目標）における、産業経済分野での対応について取り組みを進めるとともに、同じく、脱炭素社会の実現が求められる中、製造業を中心に産業界への影響は大きいことから、各種イノベーション（技術革新）によるビジネスモデルの変革や再構築などが必要な状況にあります。

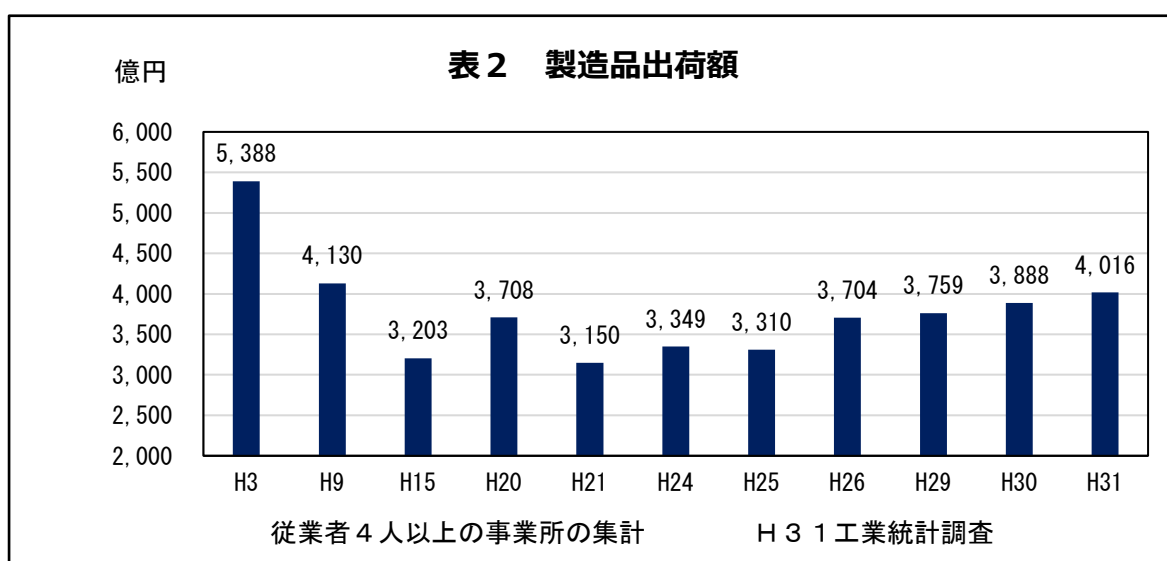
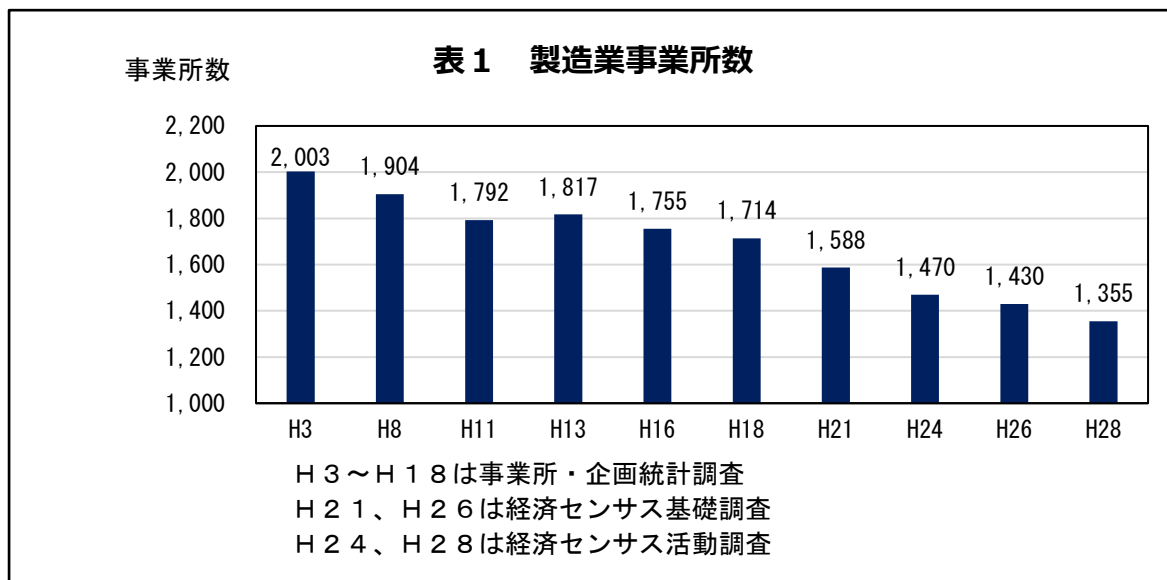
1. 市内産業の現状と課題

(1) 工業

八潮市は、高度経済成長期には、製造業を主とした産業が中心となり、現在では県内第3位の事業所数を誇るものとなりましたが、その多くは小規模の事業所です。

経済センサス活動調査による製造業事業所数（表1）の推移を見ると、事業所数は年々減少を続けています。

また、工業統計調査（従業者4人以上）による製造品出荷額（表2）を見ると、バブル経済後の平成3年以降に減少し、落ち込んだまま長い期間推移していましたが、平成31年には4,016億円まで回復しています。しかし、今後においては、新型コロナウイルス感染症による景気悪化から、減少することが危惧されています。



また、平成31年(2019年)の工業統計調査による製造事業所業種別事業所数(表3)では、全591事業所の内、金属製品製造業が174事業所と一番多く、全体の約29.4%を占めています。業種構成としては、以下、プラスチック製品、各種機械製造、パルプ・紙、印刷、食料品などと続き、多種多様な構成となっていることが分かります。

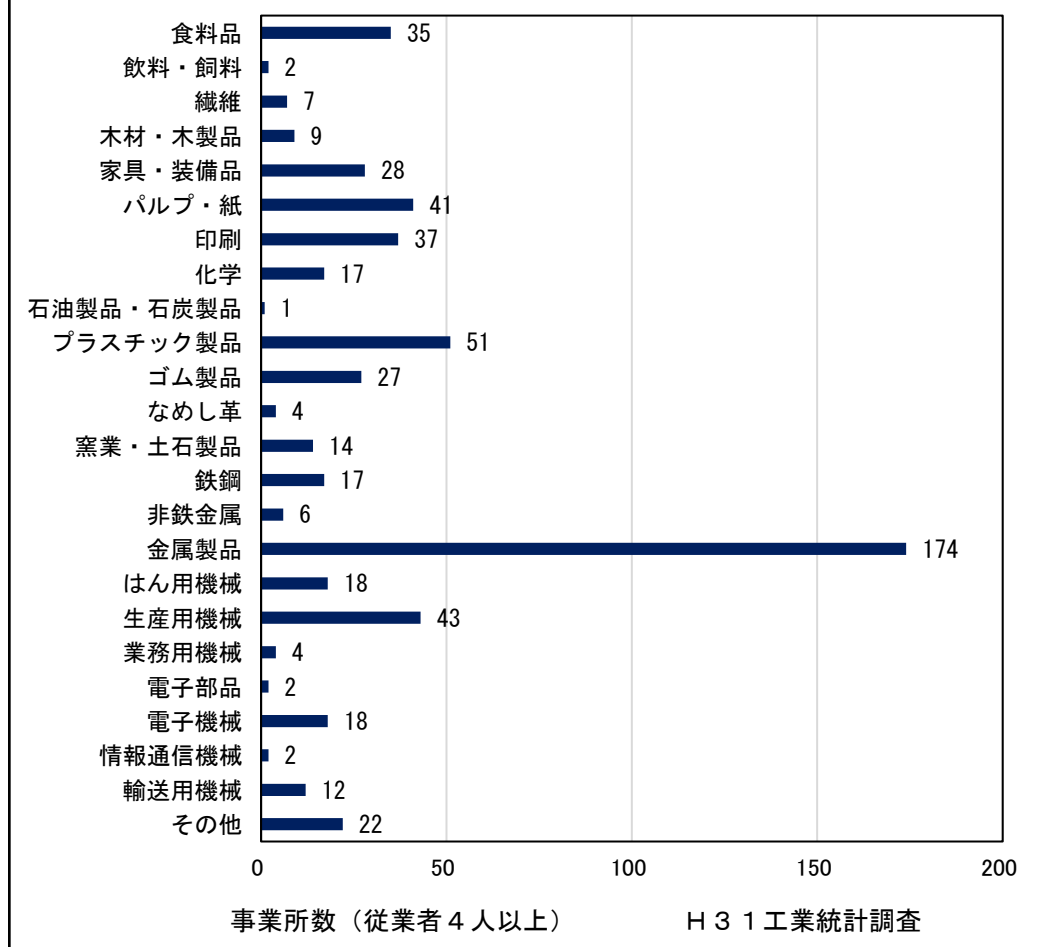
このことから、本市の製造業は、大都市圏に集積する機械工業を下支えする金属加工系の事業所と大都市を市場とする日常生活品を製造する事業所が混在的に立地しているといえます。

これらの事業所の課題としては、下請けや賃加工の仕事が中心の企業が多いため、発注元の企業の意向により業績が急変してしまうなど、景気動向の影響を受けやすいことが挙げられます。さらに、小規模事業者が多いため、営業活動や技術開発等が課題となり、近年では、経営者の高齢化が続く中、後継者の見通しが立たないという、事業所の存続に関わる重大な問題に直面しています。

このような現状を踏まえ、事業者の大きな課題である資金調達の支援としての制度融資の充実と併せ、技術力及び経営の向上に向けた取り組みの支援が強く望まれています。

また、つくばエクスプレス開業後の宅地化の進行により、操業環境への影響が懸念されるなど、これらの課題への対応を行政及び関係団体等が連携して進めていく必要があります。

表3 製造事業所業種別事業所数



(2) 商業

本市の商業は、鉄道駅などの交通拠点がなかったため、古くから県道沿いなどに自然発生的に商店が形成されてきました。その商店が地域の中で集団形成され、ピーク時（平成3年頃）には市内に13ほどあった商店会は、現在、5商店会に減少しています。

平成17年（2005年）8月のつくばエクスプレス開業や都市計画道路の整備により、新たに交通網が形成され、さらに、八潮駅周辺での大型店の出店が続いたことにより、消費者の購買行動に変化が現れ始めています。

また、食料品・衣料品・日用品・外食は市内で購入する割合が増え、家電品は市内で購入する割合が減少していますが、まだまだ多くの商品の購買が市外に流出している状況にあります。

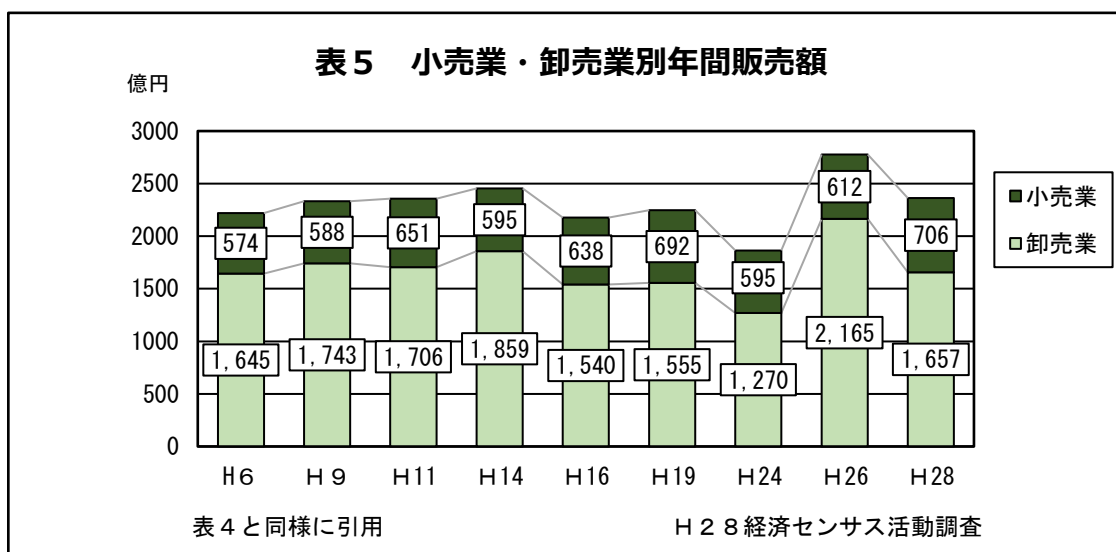
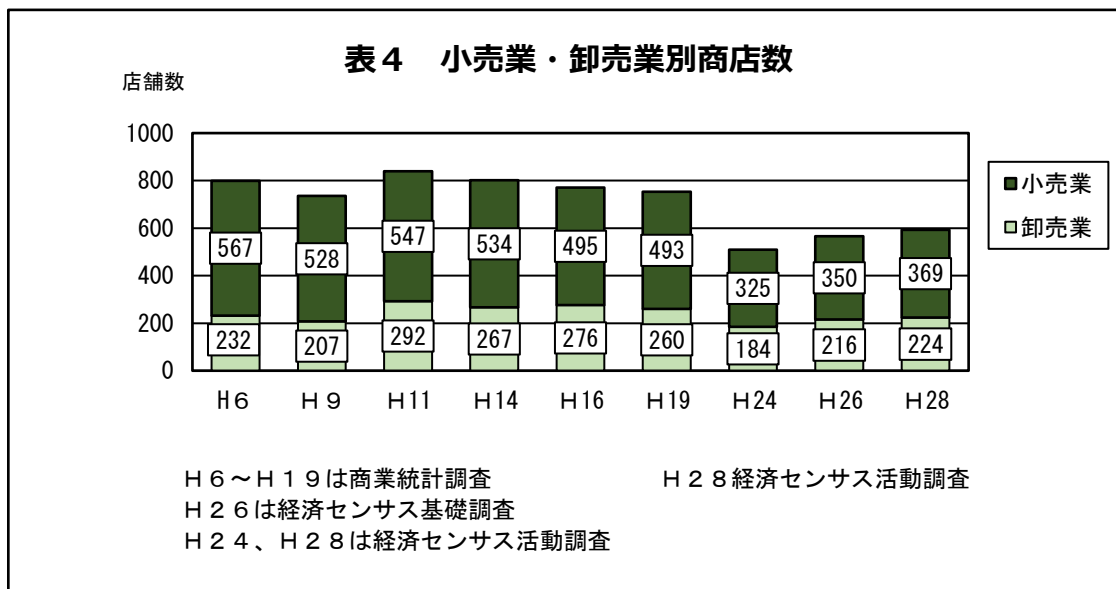
このような状況の中ではありますが、市内の一部の商店会では、身近な商店会として消費者の方々に喜んでいただくため、毎年、各種イベントや共同売出し、クリーン活動などを行い、地域に根ざした商店会として地域住民との交流及び商店会組織の活性化を図っています。

また、さくらカード会では、消費者に地元商店での購買意欲を少しでも高めてもらうため、市内共通である「さくらカード」の普及活動を積極的に行っており、カードを活用したイベントも通年実施しているところです。

平成28年（2016年）における経済センサス活動調査によると、商店数（表4）

は、小売業が369店舗、卸売業が224事業所で、平成6年（1994年）における商業統計調査と比べると、小売業が大幅に減少しています。

年間販売額（表5）については、平成28年における経済センサス活動調査によると、小売業が706億円、卸売業が1,657億円であり、小売業、卸売業ともに平成24年に大幅に減少した後、増減が見られる状況です。



現在、本市の商業は、八潮駅周辺の大型店舗の進出や近隣自治体における大規模な商業集積などによる影響などから大きな転換期を迎えています。

新たな中心市街地となる駅周辺地域では、駅周辺商業拠点の形成により、物販、飲食をはじめ、サービス、文化など多様な機能集積を図るとともに、地域商業の活性化により市民の買い物の利便性を向上させる必要があります。

こうした中、市では、平成30年度に駅周辺の商業者等を対象にアンケートを実施し、市行政への要望、駅前の商店街組織化に向けた意向等を調査しました。さらに、令和元年度には、駅周辺の商業者等を対象としたセミナーを開催し、個店の連携による地域力向上について考える機会を提供しました。

既存の個店では、個店の魅力づくりにより大型店等との差別化を図るための「一店逸品運動」等による個店の魅力づくりやカード化事業などの組織的な事業への参画意識

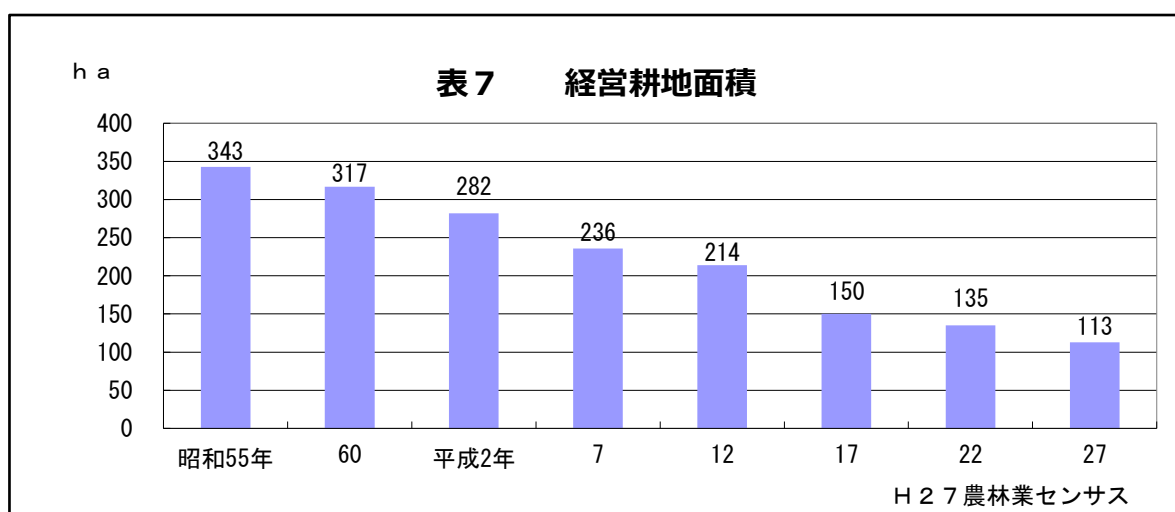
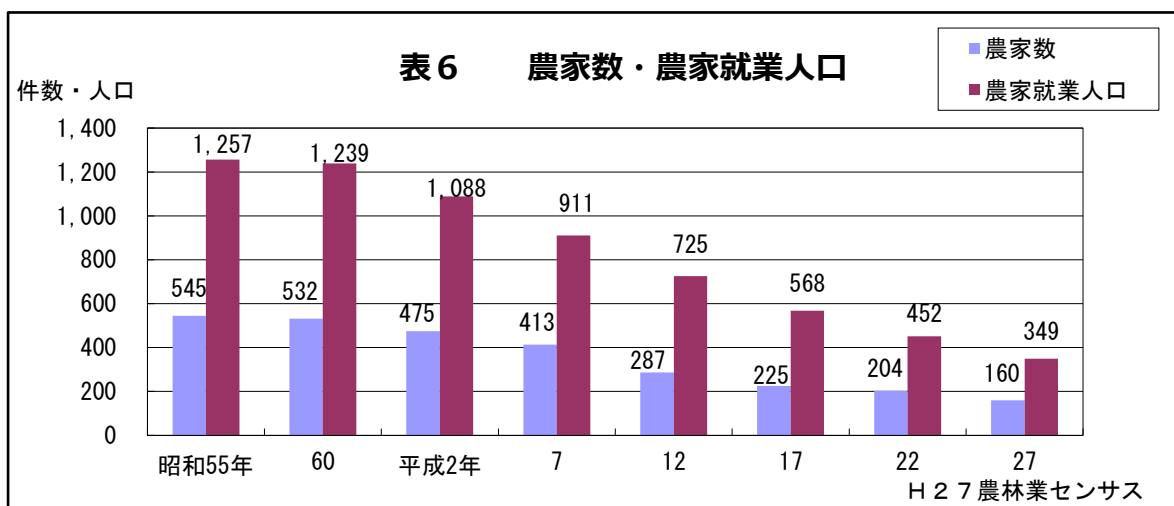
を高めるなど、さらなる個店の積極的な取り組みが求められています。また、地域に根ざした取り組みとして、他店との共同による宅配サービスなど買い物困難者等への対応も期待されています。

一方、既存商店会においては、個店の近代化を促進し、調和のとれた魅力ある店づくりを進めていくとともに、地域になくってはならない商店会として各種のイベント等を実施し、また、空き店舗を活用した憩いの空間を創出するなど、地域コミュニティの先導役となることが期待されます。

これらにより、各地域の商業活性化を図り、市内の購買力を高め、市民の買い物利便性の向上を図っていくことが必要です。

(3) 農業

平成27年（2015年）における農業センサスによると、農家数（表6）は160件で、農家就業人口は349人であり、昭和55年（1980年）に比べ農家数は約70.6%、農家就業人口は約72.2%、また、経営耕地面積（表7）も113ヘクタールとなり、約67.1%減少しています。



このように、都市化の進展により、本市の農家人口、農地は減少し、工場・倉庫や住宅地へと変化し、特に、つくばエクスプレスの開通後は、八潮駅を中心に、以前の農地には、多くのマンションが建ち並ぶなどベッタウンへ急激に変化し、市内農地の減少とともに農家就業人口も激減している状況です。

本市の農業は、市北部では米、中川周辺地域では、主に新鮮さを売り物にした軟弱野菜（小松菜等）や枝豆など、品質の高い野菜が生産され、都内の消費者に信頼を受けています。近年では、市場出荷に加え農産物直売所やスーパーマーケットへの直販などを主にした農家も増加しています。

また、農地の活用と保全のため、①畑を活用した「ふれあい農園」、②市民が援農を体験するための「ガーデンコミュニティ制度」、③親子のふれあいや観光農園体験のための「夏野菜旬採り合戦」、「親子農業体験」、④緑地空間へ花を植えるなどの「街なかやすらぎ緑空間創出事業」などを展開しているほか、農産物の栽培を評価する立毛共進会や農業の祭典である「農業祭」を開催しています。

さらに、「農商工連携」や「観光」を視野に地産地消事業として「枝豆ヌーヴォー祭」「枝豆大感謝祭」「枝豆感謝祭（八潮夜市と同時開催）」「八つの野菜はぴベジ博」などの催しを開催し、八潮産小松菜や枝豆を使用した加工品の販売や生産者の技術、ノウハウなどを活かした新しいサービスの開発、販路の拡大にも取り組んでおり、農業経営の手法も変化しています。

この様に本市の農業の形態は、都市型農業に変化しており、東京に隣接した立地環境を活かし、企業的経営感覚をもった農業後継者の育成と、効率的で付加価値の高い農業経営を積極的に推進する必要があります。

また、有機農法など自然環境や健康への安全性に配慮した農業の確立が求められており、環境にやさしい農業生産技術の導入や6次産業化（農業（1次産業）工業（2次産業）商業（3次産業）を合わせて事業化）に関連する事業の融合を促進する必要があります。

このことから、効率的で付加価値の高い農業を積極的に推進し、都市農業として市場での競争力を高め、自然環境や人への安全性に配慮した農業を確立し、企業的経営感覚を持った農業後継者を育成する体制を充実するとともに、農商工連携や、6次産業化等を推進する必要から平成31年3月に策定した、「第2次八潮市都市農業振興基本計画」に基づき、農業の支援と振興に努めています。

(4) 観光

本市の観光は、中川の河川敷を活用して整備された「中川やしおフラワーパーク」では、四季折々に美しい草花のコントラストが楽しめます。毎年3月には「中川やしお花桃まつり」を実施しており、市の花である「花桃」や菜の花が咲き誇り、きれいに色づいた花々が来園者を楽しませています。

また、気軽に水辺空間と親しみ、自然とのふれあいが楽しめる水辺の遊びができる「中川やしお水辺の楽校」は、水辺に親しめる身近な施設として、多くの方が余暇を楽しまれています。

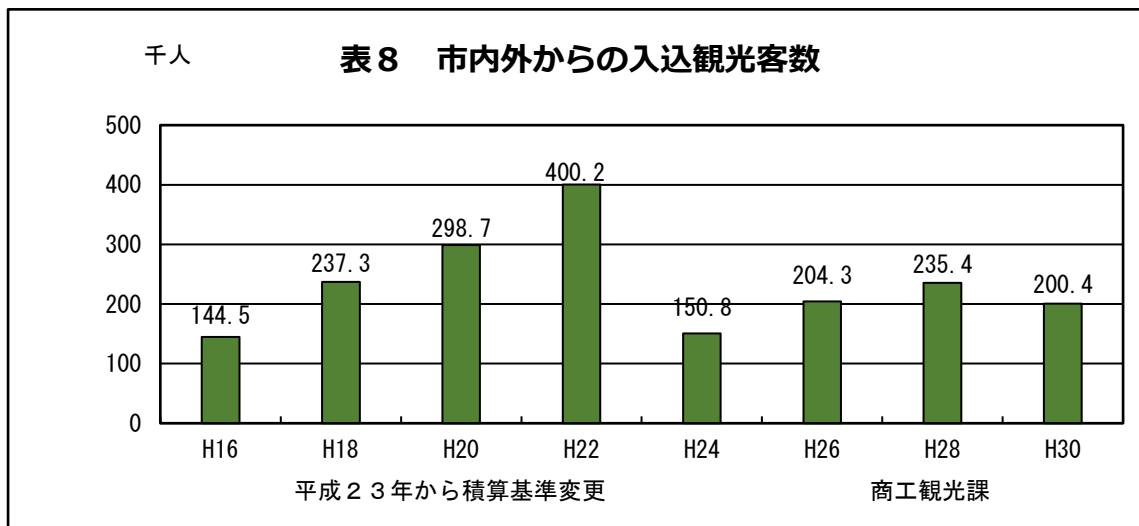
今後も観光の核となるこの両施設を軸に、川を活かした「川の駅」の更なるにぎわいの創設を目指していきます。

さらに、やしお駅前で開催されている「八潮夜市」があります。盆踊りを中心に模擬店、地元産野菜の販売などがあり、毎年多くの来場者で賑わっています。他にも「朝市」や「ゆるぽかマルシェ」のイベントが開催され、音楽ライブやダンスパフォー

マンス等が数多く行われています。「やしお駅前公園」は、鉄道駅に隣接した利便性の高さを活かして、今後、観光イベントでの積極的な活用が期待されています。

観光客数については、公式な統計数値である「入込観光客数（表8）」では、平成24年（2012年）は約15万人、平成26年（2014年）は約20万人、平成28年（2016年）は約23万人、平成30年（2018年）では約20万人となっています。近年では市民の観光イベントに対する意識の高まりから、イベント内容における質の向上について年々求められています。

今後も、一般社団法人八潮市観光協会との連携をさらに深め、観光振興施策を推進していくことが求められます。



第2章 第2次後期計画の基本的な考え方

第1節 第2次後期計画の概要

1. 策定の経緯

(1) 八潮市産業経済振興条例の制定

本市は、平成17年（2005年）12月に、産業の振興の基本となる事項を定めることにより、地域経済の振興に寄与することを目的とした「八潮市産業経済振興条例」を制定しました。

(2) 八潮市産業経済振興基本計画の策定

八潮市産業経済振興条例の目的を達成するための基本的な施策を円滑に推進するため、平成18年（2006年）9月に「八潮市産業経済振興基本計画第1次前期計画」を策定し、平成23年（2011年）11月には、第1次前期計画の見直しを図り、平成27年度（2015年度）までを計画期間とする「八潮市産業経済振興基本計画第1次後期計画」を策定しました。

その後、平成28年に第1次後期計画の見直しを図り、令和2年度（2020年度）までとする「八潮市産業経済振興基本計画第2次前期計画」を策定しました。

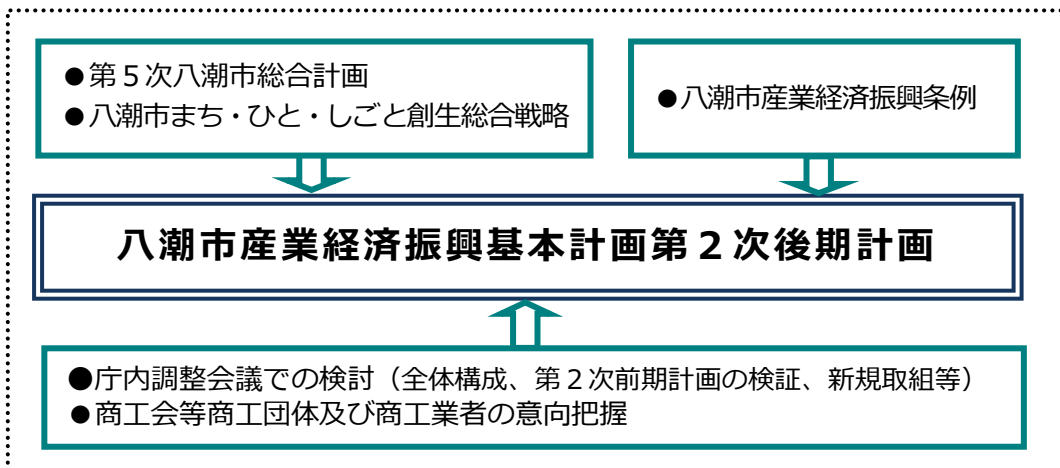
(3) 第5次八潮市総合計画の策定

平成28年3月に策定したまちづくりに関する施策の方向性を示す、本市の最上位計画である「第5次八潮市総合計画」では、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間をその計画期間と定め、この中で、「地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまち」等を目指すこととしています。

(4) 八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

平成27年度に策定した「八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「産業の振興と就労支援によるいきいきと働ける環境づくり」等の基本目標を掲げ、平成27年度から令和3年度（2021年度）までの7年間における、本市のまち・ひと・しごとの創生の実現に向けた基本的方向や具体的な施策を示しています。

この八潮市産業経済振興基本計画第2次後期計画は、「第5次八潮市総合計画」及び「八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性や、社会経済状況の変化に対応するほか、産業振興に関わる庁内関係部署や商工関係団体、また、商工業者の意見等を参考にし、既存事業の検証を経て事業の統廃合・追加を行ったものです。



2. 計画の目的

八潮市産業経済振興基本計画は、「第5次八潮市総合計画」のまちづくりの基本理念である「共生・協働」「安全・安心」に基づき、基本構想中の「地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまち」を目指し、**八潮市産業経済振興条例の「8つの基本的な施策」を実現するための事業計画を示すもの**です。

今後、本計画に基づき施策・事業を推進し、産業経済の振興を図るものです。

3. 計画の期間

- 産業経済振興基本計画第2次計画は、第5次八潮市総合計画（計画期間：平成28年度から令和7年度まで）との整合性を図るため、前期計画を平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの5年間でした。
この後期計画の計画期間は、「**令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間**」とします。
- 今後、産業経済振興基本計画は、市の総合計画の見直しが行われる際に見直しを行い、施策・事業については実施計画により毎年見直しながら実施します。

【八潮市産業経済振興基本計画 第2次計画期間】

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
八潮市総合計画 基本計画	第4次計画				第5次計画									
八潮市まち・ひと・しごと創生 総合戦略														
八潮市産業経済 振興基本計画	第1次後期計画				第2次前期計画					第2次後期計画				

第2節 計画の基本理念

- 産業経済活動は、事業者や市民・消費者が主役です。事業者の積極的な取り組みと責任領域の明確化を前提とした上で、国や県と連携しながら、事業者の自立性を損なわない範囲で産業活動に必要な支援の実施や基盤整備、環境の調和等を図ることが、市の役割であり責任です。
- サービスの創造・提供主体である事業者、地域コミュニティの主体でありサービスの活用者・消費者である市民と一番身近な行政である八潮市が、それぞれの役割を明確にし、互いに協働して、地域社会の活性化と産業の振興を目指します。

第3節 関係者の役割

- 八潮市産業経済振興条例（以下、「振興条例」という。）において、それぞれの役割を次のように規定しています。

1. 市の役割

市は産業の振興施策の展開にあたり、社会経済情勢の変化に対応し、市民の理解と国、県その他の関係機関（以下「国等」という。）の協力を得るとともに、必要に応じ国等に対し施策の充実と改善を要請します。

また、市は小規模な事業所、その従業者及び消費者に配慮するとともに、施策の実施に必要な推進体制の整備及び財政上の措置に努めます。

振興条例【第4条】

- (1) 基本的な施策を円滑に推進するための基本計画を策定すること。
- (2) 国、県その他の関係機関（以下「国等」という。）と協力して施策の推進を図ること。
- (3) 必要に応じて国等に対し施策の充実及び改善を要請すること。
- (4) 経営の安定化を図るための効果的な融資及び補助制度の充実に努めること。
- (5) 地域、関係団体、大学その他の研究機関等との連携を図り、効果的な施策の実施に努めること。
- (6) 事業者が取り扱う物品、農産物等の受注機会の増大及び使用等に努めること。
- (7) 観光資源の育成及び開発に努めること。

振興条例【第5条】

市は、第3条の施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

2. 事業者等の自主的努力

振興条例【第6条】

事業者及び関係団体は、この条例（八潮市産業経済振興条例）の目的達成のため、生活環境との調和を図りながら、更なる自主的努力を払うよう努めるものとする。

3. 市民の理解

振興条例【第7条】

市民は、産業の振興が地域経済の発展と市民生活の向上に寄与するものであることを理解し、関心を払うよう努めるものとする。

第3章 第2次後期計画の内容

第1節 第2次後期計画の性格とその構成

- 産業経済振興基本計画は、「八潮市産業経済振興条例」に基づき、基本的な施策を体系的に整理し、経済変化に対応できるよう柔軟な施策展開を図ります。
- 産業経済振興基本計画第2次後期計画では、「第5次八潮市総合計画基本計画」及び「八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられた施策・事業に加え、市内産業を取り巻く環境変化等も踏まえ、産業の振興に資する各種の施策・事業を推進します。
- 産業経済振興基本計画では、産業経済振興条例の目的である「地域経済の振興」の実現のため、産業の振興に必要な次の「8つの基本的な施策」を定めています。

【産業振興に必要な8つの基本的な施策】

- (1) 経営基盤強化の支援及び経営の健全化を図る。
- (2) 産業を営むための立地環境の整備及び改善並びに地域環境との調和を図る。
- (3) 技術及び新製品の開発、販路拡大その他の経営革新を促進する。
- (4) 創業及び新事業の創出を促進する。
- (5) 地場産業を支援する。
- (6) 観光資源及び地域の特性を生かした観光の振興を進める。
- (7) 関係団体を育成及び支援する。
- (8) 前各号に掲げるもののほか産業の振興を図る。

第2節 計画の構成

1. 施策の目標

(1) 経営基盤強化の支援及び経営の健全化を図る



市内の産業基盤の強化や経営の健全化を図るため、経営の近代化や経営の安定化を促進させ、産業の育成、支援体制等を確立します。

(2) 産業を営むための立地環境の整備及び改善並びに地域環境との調和を図る



長期にわたり持続可能な産業を形成するため、産業基盤に必要な立地条件の整備や改善を促進し、地域環境と調和したまちづくりを推進します。

(3) 技術及び新製品の開発、販路拡大その他の経営革新を促進する



産学官の連携を図り、産業を活性化させるために必要な製品等の開発を支援し、販路拡大など経営革新に結びつく施策を実施します。

(4) 創業及び新事業の創出を促進する



新たな事業を創出するため、創業しやすい環境を整え、基金の設置や経営に必要な知識の習得の促進、経営指導等の施策を実施します。

(5) 地場産業を支援する



市内の地場産業の振興を図るため、後継者の育成や地場製品、特産品の販売を支援し、農商工連携事業の充実を図ります。

(6) 観光資源及び地域の特性を生かした観光の振興を進める



市内外からより多くの観光客を招致するため、観光資源の充実を図り、観光情報の収集・提供等の施策を推進します。

(7) 関係団体を育成及び支援する



市内産業の振興を図るうえで重要な役割を持つ関係団体に対して、必要な情報提供を行い、育成・支援のための施策を実施します。

(8) 前各号に掲げるもののほか産業の振興を図る

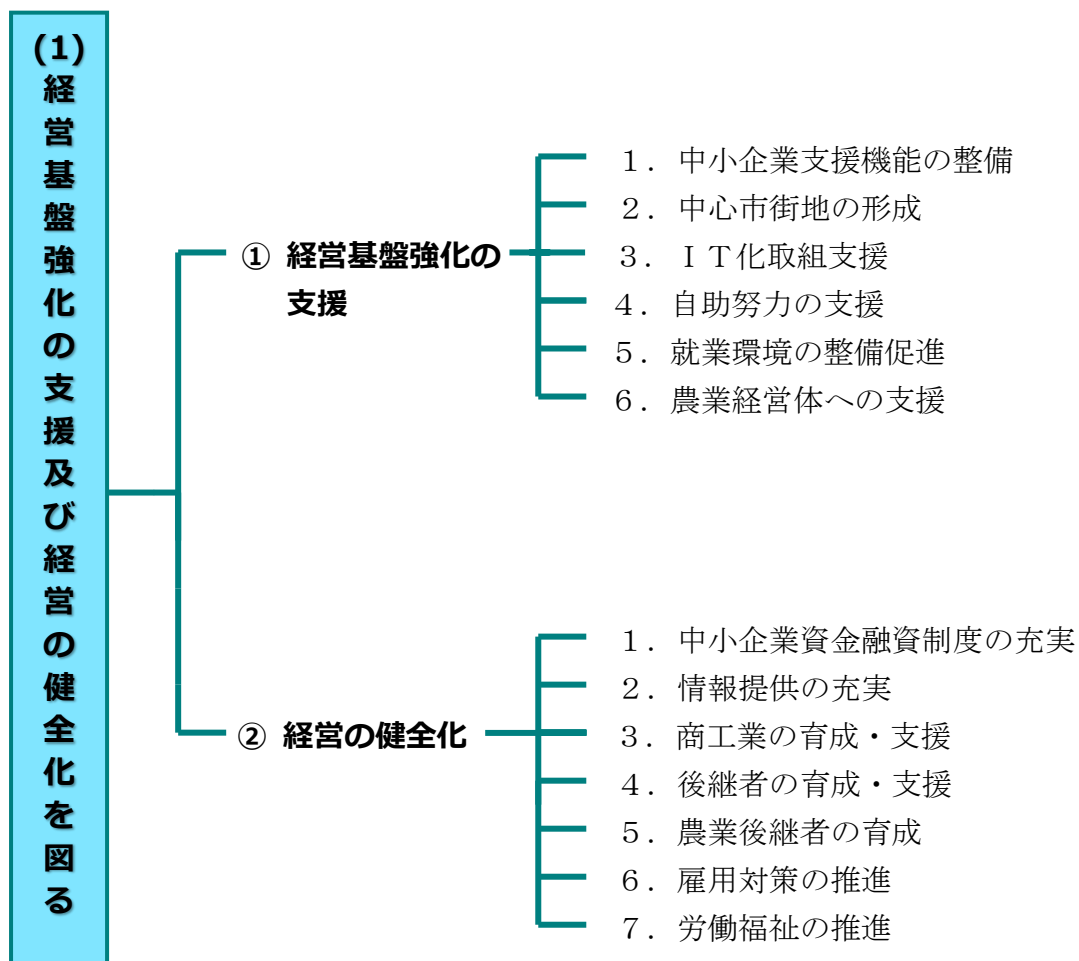


(1)から(7)に掲げた基本的な施策のほかに、産業振興を図るうえで関連する必要な各種支援策の推進を図ります。

2. 施策の体系

次に示す「施策の体系図」は、八潮市産業経済振興条例に基づく8つの基本的な施策を効果的に推進するため、さらに細分化し体系的に整理したものです。

施策の体系図



(2) 産業を営むための立地環境の整備及び改善並びに地域環境との調和を図る

① 立地環境の整備及び改善

- 1. 工業環境の整備・支援
- 2. 商業環境の整備・支援
- 3. 工業製品の紹介
- 4. 環境改善対策の充実
- 5. 土地区画整理事業
- 6. 農地の保全事業
- 7. 快適で便利な道路の整備
- 8. 排水施設等の適切な維持管理

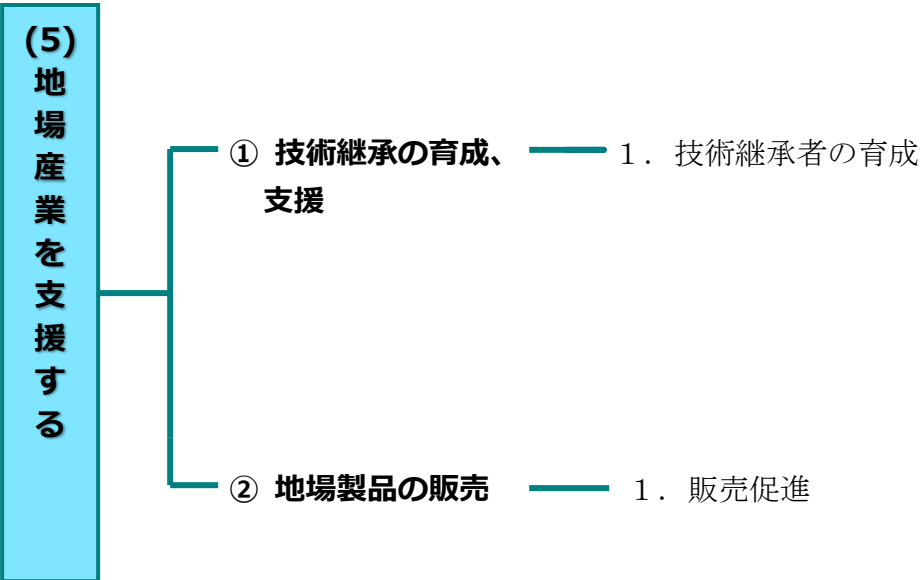
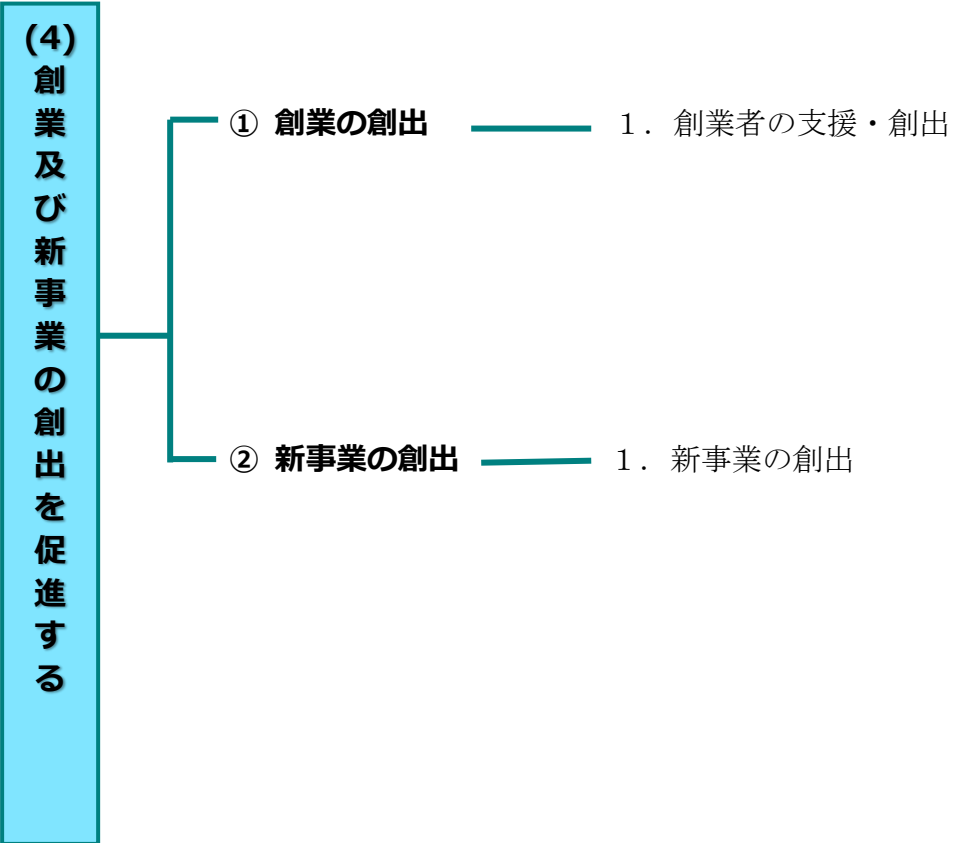
② 地域環境との調和

- 1. 調和のとれた地域環境
- 2. 環境にやさしい農業の確立
- 3. 流通経路の安全確保
- 4. 駅周辺の良い空間の確保
- 5. 美しく個性ある景観の形成

(3) 技術及び新製品の開発、販路拡大その他の経営革新を促進する

- ① 技術及び新製品の開発
 - 1. 産学官連携の支援
 - 2. 企業間の交流
 - 3. 農商工連携の支援

- ② 販路拡大その他の経営革新の推進
 - 1. 経営革新
 - 2. 販路拡大
 - 3. 展示会、商談会への支援
 - 4. 直売事業の推進



(6) 観光資源及び地域の特性を生かした観光の振興を進める

① 観光資源の発掘

- 1. 観光協会の育成・支援
- 2. 八潮の伝承文化

② 地域の特性を生かした観光の振興

- 1. 観光振興、支援
- 2. 産業観光の促進
- 3. 観光情報の提供
- 4. 市民とふれあう農業

(7) 関係団体を育成及び支援する

- ① 関係団体の育成
 - 1. 団体の育成
- ② 関係団体の支援
 - 1. 商工団体の支援
 - 2. 農業団体・後継者団体の充実

(8) 前各号に掲げるもののほか産業の振興を図る

- ① 産業の振興のために必要と認めるもの
 - 1. 公共交通機関の整備促進
 - 2. 啓発的体験活動の充実

第4章 第2次後期計画の具体的施策

第1節 具体的施策の基本的な考え方

1. 国、県等との連携

- 産業経済を取り巻く行政課題は多岐にわたっており、それらを解決するためには、国、県その他の関係機関との役割分担による施策・事業の推進と連携が重要です。
- 事業者のニーズは、行政機関の役割に応じて求められるものではなく、地域に密着した自治体である市は、国、県その他の関係機関の役割分担に応じて事業者が提示する課題を整理し、事業者への支援を行っていくことが重要です。

2. 国、県等の施策情報の提供と事業者の課題に応じた施策の展開

- 事業者の抱える課題は、製品開発や営業活動に関すること、また、経営革新、後継者の問題など様々なものがあり、市や一部の行政機関だけでそのニーズに応えることには限界があります。
- そのため、産業関連情報の提供にあたっては、市のみならず、国や県など関係機関の幅広い情報を収集し、それらをできるだけタイムリーに事業者を提供し、事業展開に対する選択の幅を広げていくことが重要です。
- 特に、経済状況の先行きが不透明な状況の中で、国等における新規の保証制度や緊急融資制度など、事業者が期待する資金調達への支援にかかる情報について、市内金融機関等との連携による迅速な提供が必要です。
- 市は、事業者の一番身近な行政として市内事業者の抱える課題の把握に努めるとともに、八潮市商工会等関係機関との連携をさらに深め、事業者と施策の提供者とのパイプ役を果たします。
- 市単独では解決が困難な課題について、関係機関等と調整を行うとともに、市としても多様な施策の展開を図っていきます。

3. 第2次前期計画を踏まえた施策展開の必要性

- 市では、「第2章第1節 策定の経緯」で述べているとおり、これまで、市内産業の活性化に向け、「八潮市総合計画」及び平成17年（2005年）12月に制定された「八潮市産業経済振興条例」に基づく「八潮市産業経済振興基本計画」（第2次前期計画）に位置づけた施策・事業の推進を図ってきました。
- 第2次後期計画においては、これまで実施してきた各種の施策事業について、事業実施状況等の効果などの検証を行うとともに、第2次前期計画策定以降、経済状況に変化が見られることから、市内産業の現状と課題を再認識して見直しを行い、環境の変化に対応できるよう新規の施策・事業の積極的な展開を図っていくことが必要です。

4. 状況変化に対応した施策展開の必要性

- 本市では、鉄道開業を発端に人口が増加し、消費及び雇用の経済活動が増大し、「まち」の認知度が高まりつつあります。これらを個々の事業展開の機会としてとらえ、事業所や製品のPR効果に良い影響を与え、受発注機会の拡大につながるなど、市の産業に与える経済効果は大変大きなものがあります。今後も行政からの支援、また、市産業界と行政が連携した様々な施策を展開し、更なる産業の振興に向けた事業の実施が望まれます。
- また、地域活動の施設として「中川やしお水辺の楽校」、「やしお駅前公園」の他、平成31年4月に「中川やしおスポーツパーク」が全面開園となり、新たな地域資源として期待されています。
- また、八潮駅周辺地区の魅力ある商業拠点の形成に向けた、「アンケート調査」、「八潮駅周辺事業者組織化等セミナー」を実施し、駅周辺事業者の情報交換、親睦が図られました。今後、駅周辺における店舗の組織化に向けた機運の醸成を図り、進捗して行くことが必要と考えられます。
- 中小企業・小規模事業者は、人口の減少傾向が続き、少子高齢化が進むことにより、優秀な人材の確保が困難となり、事業の安定性を保つことが年々難しくなっています。現在のところ、企業経営において重要視されているのは、将来にわたり収益性を高めるための仕組みを構築することと、それを支える、企業経営の中核を担う専門人材の育成にあると言われています。
- 一方で、女性と男性の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい仕事を目標としたSDGsや多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和に向けたワークライフバランスに基づいた事業者への取り組みも求められています。
- また、地震、水害等の自然災害及び新型コロナウイルスを例にした世界的な感染症等発生後に伴う、事業者向けの後方支援体制の在り方についても課題となっています。
- このような状況変化に応じた適切な対応が求められており、それぞれの産業において、以下の点を考慮し施策の展開を図る必要があります。

(1) 工業関連

- ① 少子高齢化と担い手の不足等を原因とする、経営の継続が困難な事業者への問題意識の高まり
- ② 「ものづくりのまち 八潮市」の工業製品を魅力的にPRできる周知方法の多様化
- ③ 住工混在地域における、地域住民の生活に配慮した操業環境を保持するための支援の必要性

(2) 商業関連

- ① 魅力ある独自性の高い製品を創出するための支援の必要性
- ② 後継者不足や人材不足を背景とした、事業の継続が困難となる事業承継問題に対する意識向上
- ③ 既存の商店会の活性化を図るとともに、八潮駅周辺の商業街組織の形成に向けた期待の高まり
- ④ 自然災害及び新型コロナウイルス感染症等の発生に伴い、事業を維持していくための支援の必要性

(3) 農業関連

- ① 「安全・安心・新鮮」を基本とした八潮の野菜の「地産地消」と、市民の健康・安全志向など農産物の安全性や、環境にやさしい農業、農産物の品質向上への関心の高まり
- ② 意欲的な農業後継者の確保と収益性のある都市型農業経営への関心の高まり
- ③ 農地を保全し、有効活用することへの関心の高まり

(4) 観光関連

- ① 川を活かした観光資源「中川やしおフラワーパーク」と「中川やしお水辺の楽校」に対する活用方法への関心の高まり
- ② 「花桃」等の草花を活用し、季節に応じた地域密着型関連特別イベントへの関心の高まり
- ③ 八潮駅前におけるにぎわいの創出によるイベントや音楽ライブ、カフェの充実等継続していくことにより、産業の振興につながることへの期待

第2節 重点的に取り組むべき施策・事業の考え方

- 前述の基本的な考え方を踏まえ、今後、経済状況や事業者ニーズ等の状況に応じて既存施策の充実に努めるほか、市内商工業関連団体、その他の関係機関との連携の下に新たな施策・事業を推進していきます。
- 第2次後期計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5か年としていますが、施策及びそれに基づく多くの事業について、特に次の施策・事業を重点的に取り組みます。

1. 工業関係

活力ある工業づくり・・・工業環境の充実、八潮ブランド品の創出、受発注機会の拡大へ向けて

(1) 施策・事業選定のポイント

① 制度融資の充実（資金調達支援）

- ・ 経済状況が不透明な状況が続く中、事業運営を継続していく上で重要としている資金調達については、国や県等も支援制度の充実に努めていますが、市としても可能な限りの支援策を行い、工業の活性化を図っていく必要があります。（利子補給率の引き上げ継続、不況対策資金融資の継続、融資実行までの期間の短縮等）

② ブランド力向上への取り組み支援強化

- ・ 本市には優れた技術や技能を保有し、高水準の製品を製造する事業所が数多くあります。これらの事業所が製造する一定水準以上の製品を「八潮ブランド」として認定し、広くPRすることにより、八潮産製品全体のブランド力が高まります。市は今後さらに支援強化を図り、認知度アップへの取り組みにより市内産業の活性化させるため、努めていくことが必要であります。
- ・ 新庁舎建設に伴い、展示ケースや売店等「八潮ブランド」製品の魅力を発信できる場所の設置に向けた検討を行う必要があります。

③ 受発注機会拡大に向けた支援

- ・ 受発注機会の拡大に向けた取り組みは、個々の事業所における収益の促進となり、経営基盤の強化につながります。市が率先となり受発注機会の拡大に向けた支援を行う必要があります。

④ 後継者育成

- ・ 事業者の高齢化が進む中、後継者の育成が大きな課題となっています。事業主が蓄積してきた「技術」、「信用」などを次の世代に円滑に継承できるような施策を、工業産業のみならず市の産業全体で工夫し、実践していくことが求められます。

(2) 重点施策・事業（基本的な施策別分類）

施策・事業選定のポイントを考慮し、工業に関する主に以下の施策・事業について、重点的に取り組みます。

(1) 経営基盤強化の支援及び経営の健全化を図る	
① 経営基盤強化の支援	
1. 中小企業支援機能の整備	・小規模事業者を対象とする各種支援
3. IT化取組支援	・企業情報の受発信など
4. 自助努力の支援	・八潮ブランドの確立 ・ISO認証取得支援など ・業務継続計画を策定する事業者への支援 ・災害関連に対応する事業所支援の整備・構築
② 経営の健全化	
1. 中小企業資金融資制度の充実	・小口資金融資や不況対策資金融資などの事業用資金のあっせん ・小口資金融資の利子補給や不況対策資金融資の保証料補助など
2. 情報提供の充実	・市のホームページによる産業振興に関する国、県その他関係機関の情報提供など
3. 商工業の育成・支援	・住宅改修資金の補助 ・市内工業製品を扱うアンテナショップ（展示を含む）の設置
4. 後継者の育成・支援	・後継者育成にかかるセミナーの開催 ・国等が行う後継者育成関連情報の提供
(2) 産業を営むための立地環境の整備及び改善並びに地域環境との調和を図る	
① 立地環境の整備及び改善	
1. 工業環境の整備・支援	・企業立地に伴う支援、空き不動産情報の提供等（工場跡地等への新規企業立地の促進等） ・企業誘致に伴う優遇施策等の推進 ・工場環境改善の支援
(3) 技術及び新製品の開発、販路拡大その他の経営革新を促進する	
① 技術及び新製品の開発	
1. 産学官連携の支援	・試験研究機関等の連携支援による新技術の開発や高度化の推進
3. 農商工連携の支援	・農商工連携の推進

② 販路拡大その他経営革新の推進	
1. 経営革新	・経営革新等の研修、セミナーの開催
2. 販路拡大	・特産品や推奨品の販路拡大支援 ・企業間の受発注取引の支援（市内企業のPR等） ・トップセールスの実施
3. 展示会、商談会への支援	・受発注機会の拡大支援 ・新技術情報の提供等
(4) 創業及び新事業の創出を促進する	
① 創業の創出	
1. 创业者の支援・創出	・創業支援事業計画の策定 ・创业者への経営指導等
② 新事業の創出	
1. 新事業の創出	・創業のための「創業塾」の開設 ・第二次創業のための「創業塾」を開設
(5) 地場産業を支援する	
① 技術継承の育成、支援	
1. 技術継承者の育成	・若年者雇用定着支援
② 地場製品の販売	
1. 販売促進	・特産品等の販売の支援（市内外へのPR、生産者と商店の連携等）
(6) 観光資源及び地域の特性を生かした観光の振興を進める	
② 地域の特性を生かした観光の振興	
2. 産業観光の促進	・ものづくり体験見学会の実施 （ものづくり見学ルート作成等）
(7) 関係団体を育成及び支援する	
① 関係団体の育成	
1. 団体の育成	・各工業団体の育成支援及び工業者組織の充実
② 関係団体の支援	
1. 商工団体の支援	・商工会事業費の補助 ・工業活性化推進事業の充実（活動支援）

2. 商業関係

魅力あふれる商業づくり・・・商店街の活性化、中心商業拠点の形成に向けて

(1) 施策・事業選定のポイント

① 魅力ある小規模な個店づくりへの支援

- ・ 消費者の購買方法が、インターネットを活用した通信販売が増加傾向にあるのに加え、近隣自治体や駅周辺の大規模商業施設やディスカウント店の出店により、市内の商店会や各個店では厳しい状況が続いています。
- ・ 他方で、消費者は大型店にはない、小規模で魅力ある個店を望む声も多くあります。大型店等との差別化を図り、消費者ニーズに対応する商品や、サービスの提供ができる魅力ある小規模な個店づくりへの支援が重要な課題です。
- ・ 「八潮ブランド」製品の魅力を発信できる新たな場所として、市役所新庁舎設置に伴い展示ケースや売店等来庁者に向けた情報発信の場の設置について検討を行う必要もあります。

② 商店会及び共同事業に対する取組み支援

- ・ 現在の商店会は、中心核となる商業集積が、県道沿いなどに自然発生的に形成されたものです。このため、商店等が散在し、「一度に買い物をしたい」、「品揃えの豊富さ」など、消費者ニーズへの対応が困難な状況にあるほか、近年は、商店会加盟店の減少により、共同事業が困難な商店会が多く、中には、活動を休止または解散した商店会もあります。
- ・ さらには、高齢化率の上昇が続く中で、高齢者等にとっては買い物が不便な地域があり、これらに対応する共同事業の展開及び行政の支援施策が必要です。
- ・ 商店会は、地域住民の交流やまちの美化、防犯など市民意識が高い社会的課題に対し、積極的に取り組むなど、多くの役割を果たしています。

商店会等の果たす役割は益々大きくなり、このような地域貢献への取組みを行う商店会や個店のPRを積極的に行い、市民の理解を深め商業の活性化につなげていく必要があります。

③ 八潮駅周辺における組織化に向けた取組み支援

- ・ 八潮駅周辺の魅力と活気ある商業拠点に向け、商業者で構成される組織化の設立に向けた取組みを支援していきます。
- ・ 組織化に前向きな事業所を対象に、組織化を目指すグループの結成を促し、「八潮駅前商店街設立準備会」等の研究グループの結成を目指します。

(2) 重点施策・事業（基本的な施策別分類）

施策・事業選定のポイントを考慮し、商業に関する主に以下の施策・事業について、重点的に取り組みます。

(1) 経営基盤強化の支援及び経営の健全化を図る	
① 経営基盤強化の支援	
1. 中小企業支援機能の整備	・小規模事業者を対象とする各種支援
3. IT化取組支援	・ITを利用した商店会情報等の提供
4. 自助努力の支援	・一店逸品運動への支援 ・八潮ブランドの確立 ・新商品開発支援
② 経営の健全化	
2. 情報提供の充実	・市のホームページによる市民等への商店会情報の提供など ・商業者への消費者ニーズ情報の提供
3. 商工業の育成・支援	・経営近代化を担う人材育成強化（商店会リーダーの育成等） ・市内取り扱い商品等を扱うアンテナショップ（展示を含む）の設置
4. 後継者の育成・支援	・国等が行う後継者育成関連情報の提供等
(2) 産業を営むための立地環境の整備及び改善並びに地域環境との調和を図る	
① 立地環境の整備及び改善	
2. 商業環境の整備・支援	・装飾型街路灯等の整備等、商業環境整備にかかる支援の充実
② 地域環境との調和	
1. 調和のとれた地域環境	・空き店舗を活用したコミュニティ事業の推進等
(3) 技術及び新製品の開発、販路拡大その他の経営革新を促進する	
② 販路拡大その他経営革新の推進	
1. 経営革新	・経営革新等の研修、セミナーの開催
2. 販路拡大	・特産品や推奨品の販路拡大支援
3. 展示会、商談会への支援	・受発注機会の拡大支援
(4) 創業及び新事業の創出を促進する	
① 創業の創出	
1. 創業者の支援	・創業者への情報提供等
② 新事業の創出	
1. 新事業の創出	・創業のための「経営者塾」の開設 ・第二次創業や新規店舗の開設のための「経営者塾」を開設 ・宅配サービス等を含めた新業態への支援

(5) 地場産業を支援する	
② 地場製品の販売	
1. 販売促進	・特産品等の販売の支援（市内外へのPR、生産者と商店の連携等）
(6) 観光資源及び地域の特性を生かした観光の振興を進める	
② 地域の特性を生かした観光の振興	
2. 産業観光の促進	・ものづくり体験見学会の実施
(7) 関係団体を育成及び支援する	
① 関係団体の育成	
1. 団体の育成	・各商店会及び商業者組織の育成・支援
② 関係団体の支援	
1. 商工団体の支援	・商工会事業費の補助 ・商店街活性化推進事業の補助 ・さくらカード事業への支援

3. 農業関係

環境にやさしい魅力ある都市型農業づくり・・・農の活力が実感できる農業経営を目指して

(1) 施策・事業選定のポイント

① 地産地消の推進と農産物のブランド化

- ・ 八潮の八つの野菜のブランド化やイメージアップを図り、高品質で付加価値の高い商品にすることで、新たな需要の拡大や販路を導きだし、地場農産物の消費拡大を促進します。また、消費者が農業について、より身近に感じてもらえるよう地産地消を推進します。

② 都市と共生した農業環境の整備

- ・ 都心に隣接した好立地を活かし、軟弱野菜を中心とした施設栽培をさらに充実させ、自立性の高い活力に満ちた都市型農業の確立を基本理念とし、効率的で付加価値の高い農業を積極的に推進します。
- ・ 環境保全型農業を推進するとともに、自然環境にも配慮し地域住民のやすらぎを満たす景観、緑地空間としての機能を活かした都市農地の保全に努めます。
- ・ 市民とふれあう農業を振興するため、市民が農業を理解し、体験することができる場としての「体験農園」や「市民農園」の開設を支援します。

③ 担い手の育成・確保と農業経営への支援

- ・ 農家の後継者の確保・育成、農業団体活動の推進を図るとともに、農業経営の近代化、合理化等を支援します。

④ 「農・商・工」連携事業の振興

- ・ 地場農産物の生産者である「農業」と、加工業者である「工業」、そして販売業者である「商業」との連携により、お互いの技術やノウハウを持ち寄り、新商品の開発や販売促進への取組みを行い、市内産業の活性化を推進します。
- ・ また、「農・商・工」・「観光」が連携してそれぞれの特性を活かしたイベント等を開催することにより、来場者の増加を促し地場農産物をはじめ市内産業のPRにつなげます。

(2) 重点施策・事業（基本的な施策別分類）

施策・事業選定のポイントを考慮し、農業に関する主に以下の施策・事業について、重点的に取り組みます。

(1) 経営基盤強化の支援及び経営の健全化を図る	
① 経営基盤強化の支援	
6. 農業経営体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業近代化施設導入事業の継続実施 ・ 農業近代化資金利子補給の継続実施 ・ 6次産業化への支援 ・ 農業用包装資材購入事業の実施
(2) 産業を営むための立地環境の整備及び改善並びに地域環境との調和を図る	
① 立地環境の整備及び改善	
6. 農地の保全事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用排水路管理事業の継続実施 ・ 八潮市中川農地出し手集積事業の実施 ・ 優良農地の保全事業の実施
(3) 技術及び新製品の開発、販路拡大その他の経営革新を促進する	
② 販路拡大その他経営革新の推進	
4. 直売事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元農産物を利用した特産品や推奨品の開発 ・ 直売所事業の推進継続
(6) 観光資源及び地域の特性を生かした観光の振興を進める	
② 地域の特性を生かした観光の振興	
4. 市民とふれあう農業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業祭の継続開催 ・ 市民農園の管理の継続実施 ・ 観光農園の開設支援 ・ 農業体験事業の支援 ・ ふれあい農園の開設支援
(7) 関係団体を育成及び支援する	
② 関係団体の支援	
2. 農業団体・後継者団体の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園芸協会への支援の継続 ・ 直売所連絡協議会への支援の継続 ・ 青耕会への支援の継続 ・ 地産地消推進協議会への支援の継続 ・ 環境保全型農業推進協議会への支援 ・ 農業再生協議会への支援

4. 観光関係

水と花にふれあう観光づくり・・・「水」と「花（花桃）」をテーマとする観光づくり、観光事業の産業化に向けて

(1) 施策・事業選定のポイント

① 「中川やしおフラワーパーク」「中川やしお水辺の楽校」の充実

- ・ 草花が豊かな「中川やしおフラワーパーク」と安心して水に親しめる「中川やしお水辺の楽校」は、本市を代表する観光資源となっています。（一社）八潮市観光協会、八潮市商工会、中川やしお子どもの水辺運営協議会等の関係団体と連携し、その充実を図ります。

② 「花桃のまち やしお」の実現に向けた取り組み

- ・ 「八潮市首都圏桃源郷づくり構想」に基づき、「花桃の植栽の推進」「花桃イメージの確立」「花桃に関する情報の発信」「首都圏桃源郷の維持」に取り組むことにより観光イメージを高め、「花桃のまち やしお」を目指していきます。

③ 新たな観光資源の発掘

- ・ 「やしお駅前公園」は、駅前という利便性の高い立地により、八潮夜市をはじめイベントの開催時には多くの集客が見込まれ、様々な観光イベントの開催が期待されています。このような新たな観光資源を発掘するには、（一社）八潮市観光協会を中心に、伝統・文化関係団体等との連携を深めるとともに、つくばエクスプレス沿線自治体や鉄道会社との連携により観光情報の受発信に努めていきます。

(2) 重点施策・事業（基本的な施策別分類）

施策・事業選定のポイントを考慮し、観光に関する主に以下の施策・事業について、重点的に取り組みます。

(6) 観光資源及び地域の特性を生かした観光の振興を進める

② 地域の特性を生かした観光の振興

1. 観光振興、支援	<ul style="list-style-type: none">・ 中川フラワーパーク及び水辺の楽校を中心とする中川包括占有区域を活用した「川の駅」構想等の推進・ 首都圏桃源郷づくり構想に基づく事業・ やしお駅前公園におけるイベントの実施・ 観光資源の発掘等
2. 産業観光の促進	<ul style="list-style-type: none">・ ものづくり体験見学会の実施
3. 観光情報の提供	<ul style="list-style-type: none">・ 八潮市観光協会及び市ホームページの充実・ 鉄道会社、関係機関への情報提供の充実・ つくばエクスプレス沿線自治体との連携

5. 産業振興関連事業関係

地域の特性を生かしたにぎわい・・・地域の特性を生かした様々な産業の発展に
と活力のあるまちの形成 向けて

(1) 施策・事業選定のポイント

産業振興の推進にあたっては、直接関わる施策・事業のほか、産業を営むための立地環境の整備の前提となる都市基盤や交通網の整備のほか、学校教育における職業体験などを通じた労働者意識の醸成など、間接的に関わる産業振興関連事業の推進が重要です。

(2) 重点施策・事業（基本的な施策別分類）

施策・事業選定のポイントを考慮し、産業振興関連事業に関する主に以下の施策・事業について、重点的に取り組みます。

(2) 産業を営むための立地環境の整備及び改善並びに地域環境との調和を図る	
① 立地環境の整備及び改善	
1. 工業環境の整備・支援	・工業環境の再整備
4. 環境改善対策の充実	・公害監視、指導強化事業の継続実施
5. 土地区画整理事業	・既存の土地区画整理事業の継続実施
② 地域環境との調和	
5. 美しく個性のある景観の形成	・八潮街並みづくり推進事業の継続実施 ・緑道・遊歩道整備事業の継続実施
(8) 前各号に掲げるもののほか産業の振興を図る	
① 産業の振興のために必要と認めるもの	
1. 公共交通機関の整備促進	・地下鉄8号線導入促進事業の継続実施 ・路線バス網の継続的な整備促進
2. 啓発的体験活動の充実	・中学生社会体験チャレンジ事業の継続実施 ・八潮こども夢大学の継続実施

第3節 施策・事業一覧

- 施策・事業一覧表は、第2次前期計画で位置づけられた施策・事業を基に、第2次前期計画期間での事業の実施状況を踏まえ、第2次後期計画期間での取り組みが必要とされる事業及び新たに第2次後期計画の事業として位置づけが必要な事業を、施策の体系ごとに整理したものです。
- 第2次後期計画として、今後5か年（令和3年度～7年度）において実施すべき施策・事業を「八潮市産業経済振興条例」に基づく基本的な施策ごとに掲げています。
- 第2次後期計画で新たに位置づけた新規事業は、既に取り組んでいる事業もありますが、今後新たに取り組む事業については、方法等の詳細検討を進め実施できるよう努めます。

1. 一覧表の見方

- ① 最上段の(1)～(8)として記載しているのは、「産業経済振興条例」で定められた8つの基本的な施策（柱立て）です。
その下段にある は、8つの基本的な施策を更に細分化した中区分の施策名を明記しています。
- ② 表の左列の「施策名」は、事業の実施にあわせ、基本的な施策を更に細分化したもので、 の中には、施策の概要を記載しています。
<産業振興関連事業>については、産業振興に必要となる都市基盤の整備など産業を営むために間接的に関わる施策・事業について表示しています。
- ③ 表の中央列の「事業名」は、施策を実施するための具体の事業名を記載しています。なお、実際の事業の実施にあたっては、個別の事業名として更に細分化されるものがあります。
 新規 と記載がある事業は、第2次前期計画では事業の位置付けがなかった事業を、第2次後期計画で新たに位置付けた事業です。
 主要 と記載がある事業は、今後の市の産業経済の振興にあたって早期又は重点に取り組むべき事業として位置付けた事業です。
- ④ 右列の「取組年度」は事業実施にあたっての「検討期間」を含むものです。
また、第2次前期計画以前から取り組んでいる事業は 28～R2 欄から矢印を示しています。
なお、第2次後期計画期間中での矢印は、取組開始年度の目安を表示しています。